

【研究ノート】

2023 年中国会社法改正について
——会社の機関に関する項目を中心に——

田中 秀樹

〔目次〕

概要	92
1. 序	93
2. 総則	95
2.1 目的規定のアップデート	95
2.2 会社の社会的責任に係る規定の詳細化	96
2.3 法定代表人の見直し	96
2.4 従業員参加の強化	96
2.5 株主会及び董事会の決議の無効、取消し及び不成立	97
2.6 その他	98
3. 機関設計の見直し	98
3.1 株主会と董事会の権限配分見直し	98
3.2 従業員代表董事選任の義務化	100
3.3 監査委員会制度の新設	100
3.4 監事制度の見直し	103
3.5 董事会又は監事会の不設置	103
3.6 経理の職務・権限の柔軟化	104
3.7 その他	104
4. 少数株主保護	105
4.1 支配株主及び実質支配者に対する規制強化	105
4.2 少数株主権の追加	106
5. 董事・監事・高級管理職の義務と責任の強化	108
5.1 忠実義務・勤勉義務	108
5.2 利益相反取引・競業取引規制	109
5.3 董事・高級管理職の対第三者責任	110

2023 年中国会社法改正について（田中）

5.4 完全子会社の董事，監事及び高級管理職に対する訴訟..... 110

5.5 董事損害賠償責任保険 111

6. 結語..... 111

概要

中華人民共和国会社法は，2023 年 12 月 29 日に大掛かりな改正が行われ，2024 年 7 月 1 日に施行の予定である。改正内容は多岐にわたるが，本稿は，会社の機関に関連する改正を中心にして改正内容を紹介した上で，日本法との比較も行いながら，今後注視していくべき観点を提示するものである。

1. 序

中華人民共和国会社法（以下、「中国会社法」という。）は、2023年12月29日に大掛かりな改正が行われ、2024年7月1日に施行の予定である。この会社法は、1993年に成立、2005年に全面的な改正が行われた後、2013年及び2018年にも一部改正が行われ、今般の改正に至ったものである。

今般の改正は、2018年の改正後、依然として中国の改革と発展に適応していない部分があるとして、第13期全国人民代表大会常務委員会（以下、「13期全人代常委」等という）¹立法計画（十三届全国人大常委会立法规划）²に基づいて、2019年初頭より、全人代常委の法制工作委员会内に会社法改正起草チームが設置され、検討が開始された³。会社法改正の目的は、(1)国有企業改革を推進し、中国特色現代企業制度を完全なものとする、(2)ビジネス環境を引き続き改善し、市場革新の活力を刺激する、(3)財産権保護制度を改善、強化する、(4)資本市場の基本的な制度を健全なものとし、資本市場の健全な発展を促進する、といったことが挙げられている⁴。

13期全人代常委は、2021年12月に会社法改正草案の第1稿、2022年12月に第2稿を、また14期全人代常委は2023年9月に第3稿をそれぞれ公表し（以下、それぞれ「第1稿」、「第2稿」、「第3稿」という。）、パブリックコメ

¹ 全国人民代表大会は、立法権限を有する国家の最高権力機関である（中国憲法57条、58条）。その任期は5年間であり（同60条1項）、第13期は2018年から2023年、第14期は2023年から2028年である。「全国人民代表大会」は、原文では「全国人大」と略されているが、本稿では、慣例に倣い「全人代」と略する。全人代常務委員会は、全人代の常設機関であり（同57条）、立法権限を有する（同58条）。

² 中華人民共和国中央人民政府 HP (https://www.gov.cn/xinwen/2018-09/08/content_5320252.htm, 2023年12月24日閲覧)。第一類（条件が比較的成熟し、任期内に審議の要請を予定する法律草案）、第二類（緊急に対応が必要であり、条件が成熟したら審議を要請する法律草案）、第三類（立法条件は引き続き完全には具備されておらず、継続研究が必要とされる立法項目）に分けられており、当時、会社法改正は第二類に分類されていた。

³ 李小健「会社法大改正：中国市場の活力を促進する（公司法大修：打造更具活力的中国市场）」（2022）（全人代 HP

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202203/t20220314_317085.html, 2023年12月24日閲覧）。

⁴ 前掲注3李、王瑞賀「中華人民共和国会社法（改正草案）についての説明——2021年12月20日第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議において」（2023）

（http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433993.html, 2023年12月30日閲覧）。

ントに付された。そして、2023 年 12 月 25 日から 29 日まで開催された 14 期全人代常委の第 7 回会議において第 4 稿が審議された後、12 月 29 日可決され、2024 年 7 月 1 日施行されることとなった⁵。

今般の主な改正点は、以下の通りであり、2005 年の全面的な改正に次ぐ大がかりな改正である。

- ・ 目的規定のアップデート
- ・ 法定代表人の見直し
- ・ 従業員参加の強化
- ・ 会社の社会的責任に係る規定詳細化
- ・ 株主会⁶及び董事会⁷決議の無効、取消し及び不成立に係る規律の新設又は詳細化
- ・ 登記制度の見直し
- ・ 出資責任に関する規制強化
- ・ 株主会及び董事会の権限配分の見直し
- ・ 少数株主権の追加
- ・ 監査委員会制度の新設と従業員代表董事の義務化
- ・ 經理の職務権限の柔軟化
- ・ 有限責任会社の持分譲渡の方式の見直し
- ・ 授權資本制度の新設
- ・ 種類株式制度の見直し
- ・ 減資制度の見直し
- ・ 支配株主及び実質支配者の董事同様の責任の新設
- ・ 董事、監事⁸及び高級管理職⁹の責任強化

⁵ 全人代 HP「我が国会社法改正が完了し、2024 年 7 月 1 日より施行」(2023)（http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433954.html，2023 年 12 月 29 日閲覧）。新会社法 266 条に施行日を規定。

⁶ 株主会は、日本の会社法における株主総会と同様の機関。なお、現行法では、株式会社のものを「株主大会」、有限責任会社のものを「株主会」として区別していたが、今般の改正により、「株主会」に統一された。

⁷ 董事は、日本の会社法における取締役と、董事会は取締役会と、それぞれ同様の機関。

⁸ 監事は、日本の会社法における監査役と同様の機関。

⁹ 高級管理職は、經理、副經理、財務責任者、上場会社の董事会秘書、その他定款で定める人員を指す（新会社法 265 条 1 号）。經理は、董事会により選任され董事会に対して責任を負い、定款又は董事会の授權に基づき職務権限を行使する（新会社法 74 条 2 項）。会社の日常の經營管理を行う常設の業務執行機関である（趙旭東編「中国会社法学」P453（成文堂、2013））。董事会秘書

- ・ 董事責任保険制度の新設
- ・ 完全子会社役員に対する株主代表訴訟、資料閲覧・複写権の新設
- ・ 清算制度の見直し
- ・ 少数株主による株式買取請求権の新設
- ・ 国家出資会社に関する規制強化
- ・ 社債権者会議、社債受託管理者等、社債権者保護強化 他

本稿では、これらの中で、機関に関連する項目に絞って改正の内容を紹介し、日本法とも比較を行いながら分析を加えてみたい¹⁰。

2. 総則

中国会社法総則における主な改正点は以下に述べる通りである¹¹。

2.1 目的規定のアップデート

現行法においては、1 条において「会社、株主¹²及び債権者の権利益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進する」ことを会社法の目的として掲げている。この 1 条に、権利益の保護の対象として「従業員」を追加するとともに、「中国特色現代企業制度を完全なものにし、起業家精神を発揚する」旨を目的として追加した。後者の点は、習近平国家主席による中国共産党第 20 回大会での報告¹³において述べられていることから、これを反映したものと考えられる。中国共産党による同報告の解説によれば、「中国特色」の意義は中国共産党による指導という点にある、とされている¹⁴。

は、上場会社に設置が要求される機関であり、株主会及び董事会の準備、文書保管及び株主資料の管理に責任を負い、情報開示の事務等を行う（新会社法 138 条）。

¹⁰ なお、用語の統一や表現上の修正等形式的な改正も散見されるが、本稿では取り上げない。

¹¹ 中国会社法においては、有限責任会社と株式会社の 2 種類の会社が規定される。総則は、有限責任会社と株式会社の両方を対象として規定する。

¹² 中国会社法においては、有限責任会社の持分権者と株式会社の株主とを区別せずいずれも「股东」という。本稿においても、原則としていずれも「株主」と訳することとする。

¹³ 中国共産党員 HP (2022)

(<https://www.12371.cn/2022/10/25/ARTI1666705047474465.shtml>, 2023 年 12 月 29 日閲覧)

¹⁴ 中国共産党員 HP 「20 大報告補習百問 | 「中国特色現代企業制度を完全なものとし、世界一流企業の建設を加速する」、ということをはかりに理解するか？」 (2022)

2.2 会社の社会的責任に係る規定の詳細化

2005 年改正の際、会社は社会的責任を負う、との規定が中国会社法に明記された（現行会社法 5 条）。この点は、中国会社法の特徴の一つとして挙げることができる。今般の改正では、この規定を詳細化し、「会社は、経営活動に従事するに際して、従業員、消費者等の利益関係者の利益、及び生態環境保護等の社会公共利益を十分考慮し、社会的責任を負う」（新会社法 20 条 1 項）、「国家は、会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告を開示することを奨励する」（同 2 項）と規定した。現行会社法において既に会社の社会的責任を明文化しているところ、昨今のサステナビリティに関する議論の動向を受けて、これを詳細化している点、興味深い。第 1 稿では、第 1 項に「法令遵守を前提として、」が入っていたが、最終的には削除された。

2.3 法定代表人の見直し

法定代表人については、現行法では、董事長¹⁵、執行董事又は経理が担当することとされているが、改正法においては、「会社を代表して会社の事務を執行する董事、又は経理」が担当することとされた（新会社法 10 条）。また、法定代表人の行為に関する法的効果等を明文化し、「法定代表人が会社名義で従事した民事活動は、その法的効果は会社に帰属」（新会社法 11 条 1 項）、「定款又は株主会が法定代表人の職務・権限を制限したとしても善意の相手方に対抗できない」（同 2 項）「法定代表人が職務を執行することにより他人に損害を与えた場合には、会社は民事責任を負担する。会社が民事責任を負担した後、法律又は定款に従って、その法定代表人に対して求償できる」（同 3 項）とされた。

2.4 従業員参加の強化

新会社法において、従業員への考慮を重視する考え方は、前述の通り 1 条に対する改正にも表れている。現行会社法では、会社の再編（原文：改制）及び経営に関する重要事項を検討し決定する場合、又は重要な制度を制定する場合に、労働組合の意見を聴取し、かつ従業員代表大会等の形式で従業員の意見及び提案を聴取しなければならないとされているが、聴取が必要とされる場合と

（<https://www.12371.cn/2022/12/22/ARTI1671699335780790.shtml>, 2023 年 12 月 29 日閲覧）。なお、この引用文献の表題中の「20 大報告」は、本文記載の通り、第 20 回大会での報告、の趣旨である。

¹⁵ 董事長は、董事会により選定され、董事会の招集及び主宰、並びに董事会決議の実施状況の検査を職務・権限とする（新会社法 72 条、122 条 2 項、「決議の実施状況の検査」は株式会社のみ）。

して、会社の解散及び破産申請を追加した(新会社法 17 条 3 項)。また、「従業員代表大会を基本的な形式とする健全な民主管理制度を構築する」旨を明記した(新会社法 17 条 2 項)。

2.5 株主会及び董事会の決議の無効、取消し及び不成立

株主会及び董事会の決議の無効及び取消しについて、修正が加えられ、決議の不成立が新設された。

現行法においては、株主会及び董事会の招集手続きや表決方式に法令定款違反があり、又は決議内容が定款違反である場合には、裁判所に対して決議の取消しを請求できるとされているが(現行会社法 22 条 2 項)、今般の改正では、手続の軽微な瑕疵で実質的影響が無い場合には取り消すことができない旨追加した(新会社法 26 条 1 項但書)。提訴の場合の担保について、現行法では「裁判所は会社の請求に応じて株主に相当の担保を提供するよう要求できる」とされているのに対して(現行会社法 22 条 3 項)、第 1 稿では、「取消請求が不正な目的であることを会社が立証した場合には、会社の請求により、裁判所は相応の担保提供を要求できる」と改正する提案もあったが(第 1 稿 73 条 2 項)、第 2 稿以降は、現行法の担保に関する規定も含めて全て削除された。取り消しうる期間については、現行法では決議の日から 60 日以内であるが(現行会社法 22 条 2 項)、改正法では、株主会の招集通知を受けなかった株主については、決議を知った日から 60 日以内、かつ決議より 1 年以内に取り消し請求ができることとされた(新会社法 26 条 2 項)。

株主会及び董事会の決議不成立、及びその事由を新設した(新会社法 27 条)。不成立事由として挙げられているのは、(1)株主会又は董事会を招集せずに決議を作出した、(2)株主会又は董事会において、決議事項に対して表決を行わなかった、(3)会議に出席した人数又は表決権数が会社法又は定款の規定に達しない、(4)決議に同意した人数又は表決権数が会社法又は定款の規定に達しない、といった事項である。

裁判所によって、決議の無効若しくは取消しが宣告され、又は不成立が確認されたとしても、善意の相手方との間で形成された民事法上の関係には影響しない旨の規定が追加された(新会社法 28 条 2 項)。なお、決議の無効に関する規定については、現行法と変更が無い。無効事由としては、決議内容の法令定款違反が規定されている(新会社法 25 条)。

以上の改正は、基本的に最高人民裁判所による司法解釈¹⁶「最高人民裁判所による『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題についての規定(四)」

¹⁶ 最高人民裁判所(最高人民法院)が法令の解釈を示す文書。

（最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定(四)）を敷衍したものと考えられる¹⁷

これら決議無効、決議取消、決議不成立については、我が国会社法における株主総会の決議無効、決議取消、決議不存在と類似の規定と言えよう。但し、中国会社法においては、董事会も同様の規律とされている点で、我が国会社法の規律とは異なっている。我が国会社法においては、株主総会決議は集団的法律関係であるから、形成判決によらなければ決議の効力がないとの主張を認めない（決議取消の場合）のに対し、取締役会についてはかかる事情が無い場合、いつでも誰に対してでも無効を主張できる、と説明されている¹⁸。中国会社法において、株主会決議と董事会決議が同じ規律となっていることに合理性があるのかどうかについては、検討が必要であろう。

2.6 その他

株主会と董事会の招集と表決は、電子的方法も可能となった（新会社法 24 条）。

3. 機関設計の見直し

機関設計の見直しに関する事項としては、株主会と董事会の権限配分の見直し、監査委員会制度の新設と従業員代表董事選任の義務化、監事制度の見直し、董事会又は監事会の不設置、經理の職務・権限の柔軟化等が挙げられる。

3.1 株主会と董事会の権限配分見直し

第 1 稿においては、董事会の職務・権限の具体的な内容を列挙する方式を廃止し、董事会を執行機関であると位置付け、具体的内容については、株主会の職務・権限以外であって定款に規定するものとする、と改正する提案がなされていた（第 1 稿 62 条）。しかし、第 2 稿以降では、執行機関であるとの規定は削除され、列挙方式を復活させ、概ね元に戻った形となった。但し、第 2 稿において、株主会の職務・権限から「会社の経営方針と投資計画の決定」（現行法 37 条 1 項 1 号）及び「会社の年度財務予算案と決算案の審議・承認」（同 5 号）が削除され（第 2 稿 59 条 1 項）、これを受けて、董事会の職務・権限についても、現行法に列挙されているものから「会社の経営計画と投資計画（原文：「投資方案」）」（現行法 46 条 3 号）及び「会社の年度財務予算案と決算案の立案」（同 4 号）を除いたものが復活する形となった（第 2 稿 67 条 1 項）。そして、

¹⁷ 王偉傑「中国会社法改正に関する一考察—2021 年中国会社法改正草案をめぐって」p133 流経法学第 22 巻第 1 号（2022 年）

¹⁸ 江頭憲治郎「株式会社法 第 8 版」p377, p439（有斐閣，2021）

最終的には、これら第2稿で復活させなかったものの内、董事会の「会社の経営計画と投資計画」のみ復活することとなった。

今般の改正においては、後述の通り、董事会の中に監査委員会を設置することが提案されている。監査委員会の職務・権限は、監事会の職務・権限と同じであるとされており、監事会の職務・権限には、董事及び高級管理職の職務執行の監督（新会社法 78 条 2 号）が含まれていることからすれば、董事会の職務・権限には、少なくとも監査委員会を設置の場合には、董事及び高級管理職に対する監督が含まれることになるかと解される。従って、上記第1稿において提案されていたように、董事会を「執行機関」と言い切るのは行き過ぎであったと言えよう。

結局、現行法上の職務・権限の内、株主会の「会社の経営方針と投資計画の決定」が削除された一方で、董事会の「会社の経営計画と投資計画の決定」は残される形となった。現行法における両者の区別は必ずしも明らかとは言えないが、株主会の職務・権限が方針に属するより上位のものであり、董事会の職務・権限は、その株主会の方針に基づくより具体的な計画である、と考えるのが自然であろう¹⁹。そうすると、現行法において株主会が担うこととなっている「会社の経営方針と投資計画の決定」は、新会社法においては、定款自治に委ねられることになる。通常は、董事会の経営計画及び投資計画の前提として、会社としての方針が存在するものであろう。我が国会社法の監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、業務執行の多くを取締役又は執行役に委ねることとなる前提として、取締役会の職務・権限に「経営の基本方針」が明定されている（日本会社法 399 条の 13 第 1 項 1 号イ、416 条 1 項 1 号イ）。定款に定めるような非常にハイレベルの方針や会社の目的といった事項は株主総会により定めるとしても、経営の基本的な方針は取締役会に職務・権限を持たせるとの考え方も十分ありうところであろう。今般の改正は妥当なものであると評価することができよう。

年度財務決算及び予算については、今般の改正により株主会及び董事会の職務権限の列挙事項から外されることとなった。ただ、株主会の「利益分配案及び欠損填補案の審議と承認」及び董事会の「利益分配案及び欠損填補案の立案」は従前通りとされていることから、それらの前提となる年度財務決算は、少なくとも報告され、議論の対象となることだろう。株主の立場から見れば、年度

¹⁹ これに対して、株主会の「会社の年度財務予算案と決算案の審議・承認」と、董事会の「会社の年度財務予算案と決算案の立案」との区別は明らかである。この両者の区別との対比でも、株主会の「会社の経営方針と投資計画の決定」と、董事会の「会社の経営計画と投資計画の決定」との区別は、本文の通り理解することができよう。

財務決算の中でも最も利害を有し関心を持つであろう利益分配案及び欠損填補案に特化して株主会の職務・権限とする、という考え方も十分合理性を有するものと言えよう。

加えて、社債発行決議の権限は、株主会から董事会に授権できるとの規定が設けられた（新会社法 59 条 2 項，112 条 1 項）。

なお、株式会社の株主会及び董事会の職務・権限は、有限責任会社のものを準用している点、変更は無い。

3.2 従業員代表董事選任の義務化

現行会社法においては、董事会のメンバーとして、従業員の民主的選挙により選出した従業員代表董事を任意に置くことができ（現行会社法 44 条 2 項，108 条 2 項），2 以上の国有企業又は国有投資主体の投資により設立した有限責任会社についてのみ、従業員代表董事が義務とされている（同 44 条 2 項）。

今般の改正では、従業員数 300 人以上を有する会社は、従業員代表監事が選任されている場合を除き、従業員代表董事が必置とされた（新会社法 68 条 1 項，120 条 2 項）。現行法において、監事会設置会社は従業員代表監事が必置とされているところ（現行会社法 51 条 2 項，117 条 2 項），今般の改正では、後述の通り、監査委員会設置の場合には、監事会又は監事の設置ができず、従って、従業員代表監事が設置できないこととなったことから、一定規模の従業員を有する場合に、従業員代表董事を必置とすることとなったものと理解される。

会社法改正を担当した全人代常委法制工作委员会の王瑞賀副主任が、2021 年 12 月 20 日第 13 期全人代常委第 32 回会議において行った説明（以下、「王瑞賀説明」という）によれば、この改正は、従業員参加と会社の民主的管理・監督をさらに保障するためのものである、とのことである²⁰。しかし、従業員 300 人未満の監事会設置会社が監査委員会設置会社となる場合には、従業員代表の監事が不要となる上、従業員代表董事も不要となることから、却って従業員参加の機会が減少する結果となる可能性がある。これは、「従業員 300 人未満」が、現行法上も監事会の設置が不要となる「規模の小さい会社」に含まれるのかどうかによることになるが、必ずしも明らかとは言えないだろう。

3.3 監査委員会制度の新設

監査委員会（审计委员会）制度が新設された（新会社法 69 条，他）。監査委員

²⁰ 前掲注 4 王。但し、2021 年 12 月，即ち第 1 稿の段階では、監査委員会設置の場合でも監事会設置不可とはされていなかったことから、その前提下では、従業員参加の機会が増加するとも考えられる。

会は、董事会の中に設置され、董事により構成され、監事会の職務・権限を行使する（同 69 条，121 条 1 項）。監査委員会を設置する場合には、監事会又は監事を設置できない（同）。従業員代表董事は、監査委員会の委員となることができる（同 69 条，121 条 2 項）。

株式会社については、さらに詳細な規定が設けられた。監査委員会の委員は 3 名以上であり、その過半数は、その会社において董事以外の職務を担当できず、かつ、会社との間で、独立的・客観的判断に影響を与える可能性のある関係を有してはならない（新会社法 121 条 2 項）。監査委員会の決議は委員 1 人 1 票の過半数による（同 3 項，同 4 項）。議事方式及び表決手続きは、会社法の規定の他定款の定めによる（同 5 項）。

上場会社が、監査委員会を設置した場合には、董事会で以下の事項につき決議を行う前に、監査委員会全員の過半数の決議を要する（同 137 条）。

- (1) 会社の監査を行う会計事務所の選解任
- (2) 財務責任者の選解任
- (3) 財務会計報告の開示
- (4) 国務院証券監督管理機構の規定するその他の事項

国有独資会社については、監査委員会の設置が必須とされている（同 176 条）。

監査委員会制度導入の趣旨は、王瑞賀説明によれば、「我が国企業が海外進出し、また外資企業が我が国に直接投資をしやすいう、単層制のガバナンスモデルを選択することを許容するもの」と説明されている。

監査委員会制度は、会社法においては初めて定められたが、上場会社を対象として中国証券監督管理委員会の制定した「上場会社ガバナンスガイドライン（原文：上市公司治理准则）」²¹（以下、「証監会ガイドライン」という）には以前より規定があった。但し、今般導入された会社法上の監査委員会制度とは位置付けや職務・権限が異なるものである。上場会社の董事会は、証監会ガイドライン上の監査委員会を設置しなければならないとされ（証監会ガイドライン 38 条 1 項）、その委員は全員董事であり、独立董事が、多数を占め、かつ招集者とならなければならない、その招集者は会計の専門家でなければならない（同 2 項）、と定められている。ここに言う独立董事は、その上場会社において董事会の委員会委員以外の職務を兼任しておらず（同 34 条）、また、上場会社及びその主要株主との間に独立かつ客観的な判断を妨げる可能性のある関係を有しない（同 35 条）、ということが求められている董事である。今般の会社法改正においても、同様の要件による独立董事を株式会社の監査委員会の過半数を占めなければならないとの提案もあったが（第 2 稿 121 条 3 項）、第 3 稿以降で

²¹ 中国証券監督管理委員会公告[2018]29 号（2018）

は削除された。但し、上記の通り、これと同様の要件を満たす董事が監査委員会の過半数を占めなければならないとされたことから、実質的な内容は、第 1 稿の提案が最終的に維持されたとも言えよう。なお、現行会社法においては、上場会社は独立董事を設置しなければならない、という形で独立董事の規定が存在するが、この規定は新会社法においても残っている。そこでは独立董事の定義は明定されておらず、国务院の規定によるとのみ定められているが、この点も新会社法において維持されている。

現行会社法においては、監事会が必置であるため、上場会社については、監事会及び証監会ガイドライン上の監査委員会の両方を設置することが求められる²²。そして、この監査委員会の職務・権限は、以下の通りである（同 39 条）。

- (1)外部監査業務の監督及び評価、並びに外部監査機関の選任又は交代の提案
- (2)内部監査業務の監督及び評価、並びに内部監査の外部監査との協調に責任
- (3)財務情報とその開示の審査（审核）
- (4)内部統制の監督及び評価
- (5)法定款及び董事会決議により授権された事項

財務情報は外部監査の対象であり、内部統制は内部監査の主要な対象の一つであることからすると、証監会ガイドライン上の監査委員会の主眼は、「監査」という文言の通り、外部監査及び内部監査の監督ということにあると理解できる。この通り、会社法上の監事会の職務・権限²³とも一部重複するが、監事会の職務・権限に、董事の職務執行に対する監督が含まれる以上、同ガイドライン上の監査委員会の職務執行も含めて監事会は監督する、という理解となろう。

一方、今般の会社法改正により、監査委員会が導入されたのと共に、上場会社においては上記の通り監査委員会に係る特別な職務・権限が規定されること

²² なお、上場会社は会社法上の株式会社であるから、現行法下、監事会不設置の特例の規定は無い。

²³ 今般の会社法改正においては、監事会の職務・権限に変更は無かった。監事会の職務・権限は以下の通り定められている（新会社法 78 条）。

- (1)会社の財務の検査
- (2)董事及び高級管理職の職務執行に対する監督、及び法定款又は株主会決議に反する董事及び高級管理職に対する解任提案の提出
- (3)その董事及び高級管理職の行為が会社の利益を損ねる場合、董事及び高級管理職に是正を要求
- (4)臨時株主会の招集の提案、及び董事会が会社法の規定に従って株主会を招集し主宰する職務を怠った場合の株主会の招集と主宰
- (5)株主会に対する提案の提出
- (6)董事及び高級管理職に対する提訴
- (7)定款に定めるその他の職務・権限

となった。この上場会社の特別な職務・権限は、証監会ガイドライン上の監査委員会の職務・権限との重複が一層明らかである。証監会ガイドライン上の監査委員会はどのように整理されるか、今後の証監会の対応に注目が必要である。

我が国の監査委員会又は監査等委員会の基本的な職務は、監査役と同様、取締役（、執行役、及び会計参与）の職務の執行の「監査」である（日本会社法381条1項前段、399条の2第3項1号、404条2項1号）のに対し、今般の会社法改正で導入された監査委員会の基本的な職務は、上述の通り、監事と同様、董事及び高級管理職に対する「監督」であると規定されている。それにもかかわらず、今般導入された監査委員会は、なぜ「監査」の言葉を名称に用いているのか、という点は、監査委員会のみならず、中国会社法上の監事制度の本質を探る上でも検証に値する点ではないかと考えられる。この点の検討は別稿に譲りたい。

3.4 監事制度の見直し

監事制度について若干の見直しがあった。

監事会は、董事及び高級管理職に対して職務執行についての報告を求めることができることとされた（新会社法80条1項、131条1項）。監事会の一般的な調査権限は、会社の経営状況に異常を認める場合に行えることとされており（新会社法79条2項、131条1項）、我が国会社法上の監査役に比べて制限的である。今般追加された報告徴求の権限には特段の制限は課されていないことから、監事会の権限を強化するものとなる。

現行会社法では監事会決議は半数以上の監事の賛成によるものとされているが（現行会社法55条3項、119条3項）、これを1人1票の表決で過半数の決議によるものとされた（新会社法81条3項、4項、132条3項、4項）。

第1稿では、監事会は会社の監督機関である、と規定する案が提案されたが、第2稿で削除された。新会社法78条2号、131条1項（現行会社法53条2号、118条1項）には、董事及び高級管理職の職務執行に対して監督を行う、との規定があり、これで必要にしてかつ十分、との理解なのではないかと考えられる。

3.5 董事会又は監事会の不設置

現行法においては、有限責任会社は、株主の人数が少ないか、又は規模が小さい場合には、董事会や監事会を不設置にでき、それらの場合には、それぞれ、1名の執行董事、1名又は2名の監事²⁴を設置することとされているが（現行会

²⁴ なお、中国会社法の監事会は、我が国会社法の監査役に独任制が採用され

社法 50 条 1 項, 51 条 1 項), 株式会社についてはこのような規定は無い。

今般の改正においては, 株式会社に対してもこのような規定を拡張した (新会社法 128 条, 133 条)。

また, 有限責任会社においては, 株主全員の同意により監事を設置しないことも可能となった (新会社法 83 条)。

王瑞賀説明によれば, これらの改訂は, 会社の機関設計の柔軟化を目的としたものである。

3.6 経理の職務・権限の柔軟化

現行会社法下においては, 経理の職務・権限は列挙される形で定義されているが (現行会社法 49 条, 113 条), 新会社法においては, これを定款又は董事会の授権に委ねることとした (新会社法 74 条, 126 条)。これも, 董事会又は監事会の不設置と同様, 会社の機関設計の柔軟化を目的とするものと考えられる。

3.7 その他

董事の辞任や解任等, 董事の役職の終任に関連する規定が詳細化された。

現行会社法においては, 董事の選解任は株主会の権限であり (現行会社法 37 条 1 項 2 号, 99 条, 従業員代表董事を除く), 任期は最長 3 年で定款の定めによる (同 45 条 1 項, 108 条 3 項)。そして, 董事の任期満了又は辞任により法定人数を下回った場合, 新しい董事の選任までは, なお従前の董事が董事の職務を履行する (同 45 条 2 項, 108 条 3 項)。新会社法では, これらの規定が維持されている。これに加え, 新会社法においては以下のとおり定められた。董事が辞任する場合には, 書面により会社へに通知し, 会社への到達により発効する (新会社法 70 条 3 項, 120 条 2 項)。株主会は董事の解任を決議でき, 決議日に発効する (同 71 条 1 項, 120 条 2 項)。正当な理由無く任期満了前に解任した場合には, その董事は会社に対して賠償請求できる (同 71 条 2 項, 120 条 2 項)²⁵。概ね我が国会社法と同様の規律と言えよう。

有限責任会社の董事会の定足数 (過半数) と可決基準 (1 人 1 票で過半数) が明文化された (新会社法 73 条 2 項, 3 項)。株式会社については現行会社法

ているのとは異なり, 主たる職務・権限を会議体として担っている。監事会不設置の場合は, 監事がその職務・権限を担うこととなる (新会社法 83 条, 133 条)。

²⁵ 株主会による董事の解任, 及びその場合の賠償請求については, 「最高人民法院裁判所による『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題についての規定 (五)」3 条の規定を踏まえた内容である。

に規定済みである（現行会社法 111 条）。

4. 少数株主保護

1949 年中華人民共和国成立後、計画経済の中で企業が国営企業として 100% 国有化されたが、1978 年以降、改革・開放の方針の下、それらが株式会社に転換され、その一部の株式が民間に流通していったため、国有所有持分（國務院国有資産監督管理委員会や地方政府の国有資産監督管理局が管理）の比率が大きく、また多くの株式が国家による支配権を維持するため非流通株とされたことから、多くの主要企業において支配株主が存在する²⁶。そのため、支配株主又は実質支配者の権利濫用から少数株主を保護するというのが、社会主義市場経済の発展を旨とする中国会社法にとって、重要な目的の一つとされている。

今般の改正においても、少数株主保護が一層強化されている。この点に関連する改正点として、支配株主及び実質支配者に対する規制強化、並びに少数株主権の追加を挙げることができる。

4.1 支配株主及び実質支配者に対する規制強化

支配株主及び実質支配者の定義は現行法にも規定があるが、若干の改正があった。新会社法における支配株主の定義は、有限責任会社においては出資額が過半を占め、株式会社においては資本総額が過半を占める株主、又はそれぞれ過半を占めない場合であっても、その議決権により、株主会決議に対して重大な影響を及ぼしうる株主であるとされる（新会社法 265 条 2 号）。現行会社法においては、この定義の中で「過半」とされている部分が「半数」となっている（現行会社法 216 条 2 号）。実質支配者とは、投資関係、契約、その他のアレンジメントを通じて、会社の行為を実際に支配できる者を指す（新会社法 265 条 3 号）。こちらは、現行会社法から変更はない（現行会社法 216 条 3 号）。

現行会社法においては、支配株主及び実質支配者は、その会社との関係を利用して会社に損害を与えてはならず、これに反して会社に損害を与えた場合には、賠償責任を負う、との規定がある（現行会社法 21 条）。今般の改正では、これに加え、支配株主及び実質支配者が自ら会社の事務を執行する場合には、董事、監事及び高級管理職と同様に忠実義務と勤勉義務を課すとともに（新会社法 180 条 3 項）、支配株主及び実質支配者が、董事又は高級管理職に対して指示をして会社又は株主の利益に損害を与える行為をさせた場合には、その董事又は高級管理職と連帯責任を負担することとなった（新会社法 192 条）。我

²⁶ 朱大明「支配株主規制の研究-中国会社法を素材として-」p144～（信山社、2012）

が国会社法上は、支配株主及び実質支配者を直接規律する規定は無く、解釈論の中で、支配株主の忠実義務²⁷や支配株主による利益相反取引²⁸として議論が展開されているところである。我が国では、中国ほどには支配株主や実質支配者の問題が深刻ではないとはいえ、この論点に関する立法例として注目に値する。今後の実務上の運用にも注視していきたい。

有限責任会社について、支配株主が権利を濫用し、会社又は他の株主に重大な損害を与えた場合には、他の株主は、会社に対して合理的な価格でその持分権を買い取るよう請求できる、と規定された（新会社法 89 条 3 項）。合理的な価格は、会社が損害を被る前の持分評価額ということになる。株式会社については同等の規定が無い。有限責任会社よりも株式会社の方が、株式の譲渡により会社との関係を容易に離脱できる、という相違はあるが、会社が損害を被った後となると、損害後の評価額でしか譲渡できないと考えられることから、株式の譲渡だけでは、少数株主は救済されない。従って、有限責任会社と株式会社との間で、買取請求権の有無に差を付けるだけの合理性があるのかについては、検討が必要であろう²⁹。

上場会社については、株主及び実質支配者に関する情報の開示が、会社法上明文化された（新会社法 140 条）。

4.2 少数株主権の追加

現行会社法上、有限責任会社の株主については、定款、株主会議事録、董事会決議、監事会決議及び財務会計報告に対する閲覧・複製の権限が与えられている（現行会社法 33 条 1 項）。株式会社については、それらの文書に加えて、株主名簿及び社債権者名簿に対する閲覧の権限（複製は規定無し）が与えられている（同 97 条）。

また、有限責任会社の株主については、会計帳簿に対する閲覧の権限も与えられている（現行会社法 33 条）。ただし、会計帳簿の閲覧権は、書面での請求

²⁷ 前掲注 18 江頭 p452

²⁸ 前掲注 18 江頭 p464

²⁹ 例えば、有限責任会社においても、会社に対して買取請求できる価格はあくまで買取請求時点の価格、即ち、損害後の評価額であり、損害の回復は損害賠償請求等の別の手段によるべきであると考えた上で、買取請求の制度の趣旨は、そのような支配株主を擁する会社との関係を離脱する点に限られるのだと考えれば、株式会社との間の制度の差は合理的なものとなる。しかし、新会社法の下で有限責任会社に対して買取請求を行う株主は、支配株主の権利濫用を主張立証しなければならないが、それでもなお、損害後の評価額が合理的な価格と言えるのか、疑問も残る。

を、目的を説明して行わなければならない、請求に不正な目的があり会社の利益を損なう可能性がある場合には拒絶できる(同2項後段)。株式会社については、会計帳簿の閲覧権について規定が無い。

今般の改正では、こうした株主による会社の情報へのアクセス権限(中国では知情権と称する)が強化された。

まず、有限責任会社の株主が閲覧・複製できる対象に、株主名簿が追加され(新会社法57条1項)、株式会社の株主は、定款、議事録等の資料に対して閲覧だけでなく複製³⁰もできることが明文化された(新会社法110条1項)。

有限責任会社については単独株主権として、株式会社については、連続で180日以上単独又は合計で3%以上の株式(定款により比率引き下げも可能)を有する株主は、会計帳簿及び会計証憑の閲覧を請求できることとされた(新会社法57条2項, 110条2項)。その際、書面での請求を、目的を説明して行わなければならない、請求に不正な目的があり会社の利益を損なう可能性がある場合に拒絶できる点は、現行法における有限責任会社に関する上記規定と同じである。そして、これらの閲覧は、会計事務所や法律事務所等(法文上、「仲介機関」と呼ばれている)に委託できることとされた(同57条3項, 110条2項)。また、完全子会社に関するこれらの資料への閲覧及び複製に対しても、以上の規定が準用されることとなった(同57条5項, 110条3項)。

いわゆる知情権に関するこれらの規律は、我が国の制度と概ね同様であるが、我が国会社法上は、子会社の会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧・謄写請求を行う場合には、裁判所の許可を要する点、我が国会社法の方が厳格なものとなっている(日本会社法433条3項)。この点、中国の立法例は参考になる。

現行会社法においては、単独又は合計で3%以上の株式を持つ株主は、株式会開催の10日前まで臨時提案を提出できるが(現行会社法102条2項)、新会社法では株式保有比率の基準3%を1%に引き下げ(新会社法115条2項)、この比率を引き上げることはできない旨明記された(同項)。第1稿では、董事又は監事の選解任議案、及び議決権の3分の2以上の賛成を要する事由(定款改正、登録資本の増減、合併・分割・解散・会社形式の変更)については臨時提案が行えないとの提案がされていたが、第3稿以降は削除された。

現行会社法上の株主会は、定時会議(有限責任会社は定款に基づき開催、株式会社は年1回開催)とそれ以外の臨時会議がある(現行会社法39条, 100条

³⁰ 株式会社の資料複製についてはこれまで会社法上の明文の規定は無かったものの、「最高人民裁判所による『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題についての規定(四)」において解釈論上認めていた。

31)。臨時会議は、3 分の 1 以上の董事（株式会社は董事会）、監事会、又は 10% 以上の議決権を有する株主が招集できる（現行会社法 39 条 2 項、100 条）。今般の改正では、これらの内で株式会社の株主による請求の場合には、董事会又は監事会は、10 日以内に臨時会議を開催するかどうか決定し、書面にて回答しなければならない、との手続きが設けられた（新会社法 114 条 3 項）。臨時会議を少数株主が提案する場合であっても、董事又は監事が主宰することとできるプロセスを設けたことにより、少数株主にとって臨時会議を提案しやすくなったと言える。

5. 董事・監事・高級管理職の義務と責任の強化

5.1 忠実義務・勤勉義務

現行会社法においては、董事、監事及び高級管理職の会社に対する忠実義務及び勤勉義務が定められているが（現行会社法 147 条 1 項）、今般の改正では、それぞれの義務の内容が明確化された。忠実義務については、自らの利益と会社の利益が衝突することを回避するよう措置を講じなければならない、職権を利用して不正な利益を得てはならない、と規定された（新会社法 180 条 1 項）。また、勤勉義務については、職務の執行は会社の最大の利益のために管理者の通常払うべき合理的な注意を尽くさなければならない、と規定された（同 2 項）。我が国会社法においても、取締役の善管注意義務（日本会社法 330 条・同民法 644 条）及び忠実義務（同会社法 355 条）の規定がある。善管注意義務は、中国会社法における勤勉義務と同様のものと言って良いだろう。一方、判例は、忠実義務は善管注意義務を敷衍し、一層明確化したものである、と判示しており³²、両義務は基本的に同じ内容である、と考えている。他方、米国の会社法では、会社と取締役の間に利害対立の関係にある場面では忠実義務を適用してより厳格な規制を課す一方で、それ以外の場面では注意義務が適用され、経営判断原則により取締役の裁量を尊重する、という考え方を採用している³³。今般の中国会社法の改正により明確化された 2 つの義務の内容は、米国会社法の考え方に近いものと考えられる。但し、中国会社法において、忠実義務と勤勉義務を分けて考えることによって、いかなる法的効果が想定されているかについては明確にされておらず、この点、今後の実務上の運用にも注目していきたい。

³¹ なお、株式会社の定時会議は、法文上は年会と言い、臨時会議は、現行法では臨時株主大会（現行会社法 100 条）、新法では臨時株主会会議という（新会社法 113 条）。

³² 最大判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 625 頁

³³ 田中亘「会社法[第 4 版]」p279（東京大学出版会、2023）

5.2 利益相反取引・競業取引規制

上述の通り、忠実義務と勤勉義務の内容をそれぞれ明文化することで、日本会社法の考え方とは異なり、忠実義務と勤勉義務は異なる内容を規律していることが明確となったが、一方で、そこで規定する忠実義務を具体化したものと考えられる規定として、我が国会社法と同様に、利益相反取引及び競業取引に対する規制が設けられている。今般の改正においては、これらの規制が強化された。

まず、利益相反取引であるが、現行法においては、董事及び高級管理職が会社との間で、契約を締結し、又は取引を行う場合には、株主会の同意が必要とされている（現行会社法 148 条 1 項 4 号）。新会社法では、この規制の名宛人に監事を追加した。また、契約締結又は取引を行う形態として間接的なものを含める趣旨で、「直接又は間接に」を追加した。さらに、契約締結又は取引に関連する事項を董事会又は株主会に対して報告すべきこととされた（以上新会社法 182 条 1 項）。加えて、この規制の名宛人に、董事、監事及び高級管理職の親族、これらの者の直接又は間接的に支配する企業、並びに董事、監事及び高級管理職とその他の関連関係を有する者³⁴を含めることとされた（同 2 項）。

続いて競業取引であるが、現行法においては、職務上の立場を利用して、自己又は他人のために会社の商業機会を奪い、会社と同類の業務を自営又は他人のために経営をする場合には、株主会の同意が必要である（現行会社法 148 条 1 項 5 号）。

今般の改正においては、まず商業機会の奪取の禁止については、以下の場合に除外されるとされた（新会社法 183 条）。

(1) 董事会又は株主会に報告し、定款の規定に基づき董事会又は株主会の決議を経た場合

(2) 法令又は定款に基づき、会社は商業機会の利用ができない場合

なお、第 1 稿では、董事会又は株主に報告したもののこの商業機会が明確に拒絶された場合にも禁止が解除されるとされていたものの（第 1 稿 184 条 2 号）、この事由は第 3 稿で削除された。

また、同類業務の経営の禁止についても、上記商業機会の奪取と同様に、董事会又は株主会に報告の上で決議を経ることにより禁止が解除されることとされた（新会社法 184 条）。

³⁴ 法文上は、「関連関係のある関連者」という言い方となっている。この「関連関係」とは、支配株主、実質支配者、董事、監事又は高級管理職の有する、その直接又は間接的に支配する企業との間の関係、並びに会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す（新会社法 265 条 4 号）。

第 1 稿においては、単に同類業務の経営というのではなく、会社と競争関係のある同類業務が規制の対象とされていたが、ここに言う「会社と競争関係のある」の文言は最終的に削除され、禁止対象を画する文言は、現行法から変更されないこととなった。「競争関係のある」の文言がある場合には、例えば、業務内容は同じだが営業エリアが異なるような場合には、競争関係が無い、との解釈が導かれやすいだろう。但し、上述の通り、商業機会の奪取が既に規制の対象となっていることから、この点も考え合わせれば、「競争関係のある」の文言の有無によって規制対象の範囲が大きく異なることも無いのではないかと考えられる。

5.3 董事・高級管理職の対第三者責任

新会社法では、董事及び高級管理職が職務を執行し、他人に損害を与えた場合には、会社は、賠償責任を負い、董事及び高級管理職についても、故意又は重過失がある場合には、賠償責任を負わなければならない、との規定が新設された（新会社法 191 条）。

文言上は、直接損害又は間接損害のいずれかを排除するものではないだろう。我が国会社法における役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定（日本会社法 429 条）においては、役員等の悪意又は重過失は任務懈怠についてあれば足り、不法行為（日本民法 709 条）のように第三者に対する加害行為について悪意又は重過失が要求されるのとは異なるとされているが³⁵、中国会社法の本規定の悪意又は重過失が、何に対して求められるのかについては、文言上は明らかではない。不法行為との差異を重視するのであれば、我が国会社法における考え方と同様に解釈する必要があるだろう。いずれにしても、これらの点については、今後の実務の運用にも注目しながら検討していきたい。

我が国会社法において、取締役の対第三者責任に関する規律は、特に会社危機時の取締役の行為に対して、債権者が責任を追及する場面で多く用いられ、判例法理が形成されている。足下の中国経済を見ると、不動産市況の低迷や消費の停滞等から GDP の一層の落ち込みが予想されているが³⁶、会社の倒産手続きが増加すれば、我が国会社法と同様、債権者が本規定を使って董事等の責任を追及する事案が多数現れる可能性もあり、その実務上の運用には注目していきたい。

³⁵ 最大判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁。

³⁶ 日本経済新聞電子版 2023 年 12 月 26 日「中国、24 年 4.6%成長予測 現地エコノミスト調査」

5.4 完全子会社の董事、監事及び高級管理職に対する訴訟

現行会社法においては、董事、監事又は高級管理職が、法令・定款違反により会社に損害を与えた場合、有限責任会社の株主、及び株式会社については連続180日以上単独又は合算で1%以上の株式を有する株主は、監事会（監事を相手方とする場合は董事会）に対して、書面により提訴請求できる（現行会社法151条1項）。そして、監事会又は董事会がこれを拒絶した場合、請求を受領後30日以内に提訴しない場合、又は直ちに提訴しなければ会社に対して回復し難い損害を与える場合には、当該株主は自己の名義で直接提訴できる（同2項）。また、第三者が会社の権利・利益を侵害し、会社に損害を与えた場合にも、当該第三者に対する訴訟についてこれらの規定を準用する（同3項）。

今般の改正においては、この規律を維持した上で、提訴の対象を、完全子会社の董事、監事及び高級管理職、並びに完全子会社の権利・利益を侵害し損害を与えた第三者に拡大した（新会社法189条4項）。

5.5 董事損害賠償責任保険

今般の改正により、董事についてのいわゆるD&O保険に関する規定が新設された。

会社は、董事の任期において董事が会社の職務を執行することにより負担した賠償責任のため、責任保険契約を締結することができることが明文化された（新会社法193条1項）。会社が、董事のために責任保険の契約を締結し、又は保険契約を更新した後、董事会は、株主会に対して、保険金額、保険対象の範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない（同2項）。

上記の通り、今般の改正によって、董事、監事及び高級管理職に係る義務及び責任が強化されることから、今般のD&O保険に関する規定の導入は、董事の個人としての負担を軽減しバランスをとる趣旨であろう。

我が国会社法においては、事前の取締役会決議（取締役会非設置の場合は株主総会決議）（日本会社法430条の3第1項）、及び公開会社では、事業報告の記載（会社法施行規則119条2号の2）を要するものとされており類似している。但し、中国会社法上、董事、監事及び高級管理職は、上記の通り基本的に同様の責任を負っているところ、今般新設された責任保険に係る規定は董事のみを対象としている点、我が国会社法とは異なっており、この点がどのように整理されるのかについては、今後の検討が必要であろう。

6. 結語

今般の改正は、序に記載の通り、多方面にわたる大掛かりな改正となった。本稿では、これを全て取り上げるのではなく、主として会社の機関に関連する

改正を取り上げ、日本法との比較を中心に、若干の分析を行なったものである。

上記で分析した通り、我が国会社法と同様の規律となる方向で改正された点が多いが、これらはグローバルコンバージェンスの文脈で捉えることができる。この観点で、特に注目したいのは、監査委員会制度が新たに導入され、監事制度と並立することになった点である。中国監事制度は、日本の監査役制度と類似の制度ではあるが、このタイプの制度は、国際的に見ると、他に例の少ない制度である。監査委員会制度の導入の趣旨は、上記の通り、海外進出又は対内直接投資の便宜であるから、監査委員会制度の導入自体、グローバルコンバージェンスを意識したものである。その中で、既存の監事制度との間に優劣をつけず、両者が並列することになったが、この点は、むしろ経路依存的な文脈で捉えられよう。このように、グローバルなコンバージェンスと経路依存が交錯しながら会社法の改正が進んでいる点は、同様な状況にある我が国会社法にとっても、参考になる点が多々あるだろう。この点に関する検討は、今後の課題としたい。

また、忠実義務に関する定義の明文化、営業機会の奪取の明文化、会社の社会的責任に関する規律の詳細化といった点は、我が国においても解釈論として議論がなされている点について明文化を行なったものである。これらの点をはじめとした今般の改正点について、今後、実務上どのような運用がなされ議論が進展していくのか、比較法の観点から注視していきたい。

たなか ひでき（本学法学部教授）